



トラックのひろば



いしかわ
まちなみ散歩

【見附島】
みつけじま



TOP NEWS 標準的な運賃及び適正な料金の収受へ～第46回定時総会～



一般社団法人

石川県トラック協会



今月のSPOT

見附島



©石川県観光連盟



見附島は、島の形が軍艦に似ていることから別名「軍艦島」とも呼ばれます。高さは28mで能登のシンボルとして有名で、島から昇る朝日は絶景です。浜辺には縁結びの鐘があり、「えんむすびーち」と呼ばれ、カップルに人気です。

見附島は、弘法大師が布教のために佐渡から能登へ渡る際に発見したとされていることから、「見つけた→見附」というのが名前の由来とのこと。踏み石が並べられているため引き潮の時間帯には、島近くまで歩くことができます。島から昇る朝日も素晴らしいですが、夜には島がライトアップされ、それも綺麗です。

2017年、2018年と2年連続でトリップアドバイザーの「エクセレント認証」に選ばれていることから、素敵な場所ということがわかると思います。ぜひ、見附島を見に足を運んでみませんか。

直通ダイヤル



代表

076-239-2511

助成・融資事業

076-239-2284

適正化事業課

076-239-2285

陸災防

076-239-2393

ISHIKAWA

トラックのひろば

C O N T E N T S

7

JULY
240号

ホームページ



新型コロナウイルス関連



協会ホームページに新型コロナウイルス関連ページを設置しております。

1 TOPNEWS

標準的な運賃及び適正な料金の收受へ
～第46回定時総会～

3 ご案内

雇用調整助成金 特例措置の拡充

トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）

熱中症予防×コロナ感染防止で「新しい生活様式」を健康に！

令和2年度 石ト協各種助成申込状況

令和2年度運行管理者等講習日程

令和2年度第1回運行管理者試験 事前講習会

令和2年度整備管理者選任「前」研修

10 適正化 NEWS

7月1日から受付開始！

～安全性優良事業所認定制度～

7月20日から受付開始！

～引越事業者優良認定制度～

飲酒運転は絶対に「しない!」「させない!」

ドライバーの命と大切な荷物を守るために！

異常気象時は運行中止も視野に…

14 業界 NEWS

19歳で大型・中型免許が取得可能に

～改正道路交通法～

「熱中症警戒アラート（試行）」が始まります

無免許運転防止の指導徹底について

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を策定

陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために

「36協定届」や「就業規則の届出」などの労働基準法の届出などはすべて電子申請が利用可能です

20 情報コーナー

7月の行事予定

会員名簿の変更

交通事故発生状況

軽油価格

23 事例研究



TOP NEWS

トップニュース

標準的な運賃及び適正な料金の収受へ ～第46回定時総会～

6月3日（水）、トラック会館において、会員538名（本人25名、委任状513名）が出席のもと、第46回定時総会を開催。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面による委任状及び議決権行使を最大限活用し、規模を縮小して行いました。

冒頭、久安常信会長が「去る4月24日に念願であった標準的な運賃が告示され、今後は荷主団体を通じ、広く周知を図っていきたいと考えております。また、少子高齢化に伴うドライバーの世代交代は確実に進行しており、協会としての様々な状況下であっても業界の魅力を発信してまいりたい。飲酒運転の根絶と交通事故の防止については、法令遵守の普及と啓蒙に努めるとともに、各種安全装置の助成など安全対策の充実・強化を図り、交通事故の防止に努めてまいります。これからも『トラックは生活と経済のライフライン』をスローガンに、より安定的な輸送の確保と安心・安全で質の高い輸送サービスを提供していきたいと考えております」とあいさつ。その後、公務多忙のなか、ご来場いただいた宮下正博県議会議員（宮下運輸株代表取締役）より「今、



誇りを持って頑張っていたきたいとエールを送る宮下県議会議員



一致結束して難局を乗り越えたいとあいさつする久安会長

総会決議

- 一、標準的な運賃及び適正な料金の収受に努める
- 一、長時間労働の是正に向けた環境整備に努める
- 一、労働力の確保と人材育成に努める
- 一、交通及び労災事故防止・環境保全の推進に努める
- 一、高速道路通行料金問題への適切な対応に努める
- 一、自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現に努める



力強く総会決議を朗読する坂下理事

世の中は未曾有の状況にあるが、トラック運送業は、国民の皆さまを支える非常に重要な業種である。誇りを持って頑張っていたきたい」とあいさつを賜りました。

引き続き、令和元年度事業報告並びに貸借対照表、正味財産増減計算書の承認に関する件など3議案について審議し、全ての議案が満場一致で承認されました。

審議終了後、坂下富治雄理事が「標準的な運賃及び適正な料金の収受」、「長時間労働の抑制に向けた環境整備」、「労働力の確保と人材育成」をはじめとする総会決議案を力強く朗読し、満場の拍手を以て採択されました。

新型コロナウイルス関連

雇用調整助成金 特例措置の拡充

先般、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立し、雇用調整助成金の特例措置が以下のとおり拡充されました。

雇用調整助成金の受給額の 上限を引き上げます

受給額の上限を引き上げます
(1人あたり日額8,330円⇒15,000円)

企業規模にかかわらず、
すべての事業主に適用

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を
10/10 (100%)に拡充します

- 令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間
(判定基礎期間)が対象です
- すでに受給した方・申請済みの方にも適用されます
- これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください
- 雇用調整助成金だけでなく、緊急雇用安定助成金も対象です

<様式はこちら>



緊急対応期間の終期が3ヶ月延長
(9月30日まで)されました。

トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策 ガイドライン(第2版)

5月14日付けで策定されました「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(5月21日配布)について、今般、国からの要請により、熱中症対策を踏まえた内容を追加等した第2版が公表されました。

※ガイドライン(第2版)は、当協会ホームページからダウンロードできます。

(主な変更箇所)

3. 講じるべき具体的な対策	
(2) 健康管理	・従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。(運転者の健康管理については、「(8)運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)
(4) 事業所での勤務	・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。)
(9) 運行中	・気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。

環境省
厚生労働省
令和2年6月

熱中症予防 × コロナ感染防止で 「新しい生活様式」を健康に！

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保
②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなり、気づかぬうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。



熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに！



屋外で
人と2m以上
(十分な距離)
離れている時

..... (マスク着用時は)



激しい運動は避けましょう

のどが渇いていなくても
こまめに水分補給をしましょう



気温・湿度が高い時は
特に注意しましょう



環境省



厚生労働省

新型コロナウイルス感染症に関する情報:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

熱中症に関する詳しい情報: <https://www.wbgt.env.go.jp/>





暑さを避けましょう

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
- ・涼しい室内に入れないければ、外でも日陰へ



のどが潤いていなくても こまめに水分補給をしましょう



1時間ごとに 入浴前後や起床後も
コップ1杯 まず水分補給を

・1日あたり
1.2L(1.2ℓ)を目安に



ペットボトル 500mL 2.5本
コップ約6杯

- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに



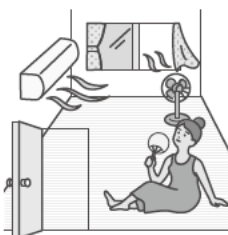
エアコン使用中も こまめに換気をしましょう

(エアコンを止める必要はありません)

注意

一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません

- ・窓とドアなど2か所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する



- ・換気後は、エアコンの温度をこまめに再設定



暑さに備えた体づくりと 日頃から体調管理をしましょう

- ・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で適度に運動(「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度)



水分補給は忘れずに!

- ・毎朝など、定時の体温測定と健康チェック
- ・体調が悪い時は、無理せず自宅で静養

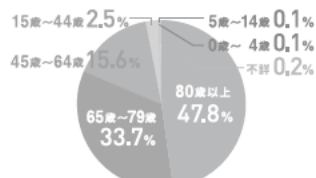
知っておきたい 熱中症に関する大切なこと



熱中症による死亡者の数は
真夏日(30℃)から増加
35℃を超える日は特に注意!

運動は原則中止。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動してください。

■年齢別／熱中症死亡者の割合

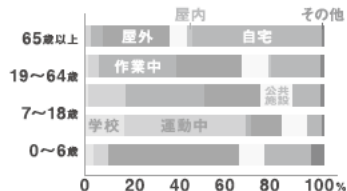


出典：「熱中症による死亡数 人口動態統計2018年」厚生労働省

熱中症による死亡者の
約8割が高齢者

約半数が80歳以上ですが、若い世代も注意が必要です。

■年齢・発生場所別／熱中症患者の発生割合



出典：「救急搬送データから見る熱中症患者の増加」国立環境研究所 2009年

高齢者の熱中症は
半数以上が自宅で発生

高齢者は自宅を涼しく、若い世代は屋外での作業中、運動中に注意が必要です。

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

ご案内

令和2年度 石ト協各種助成申込状況

※6月25日現在

助成事業	申込状況
衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成 車両総重量3.5t～8tまでの事業用自動車に全ト協が指定した装置を導入した場合	80%
安全装置等導入促進助成 ①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置（中型・大型自動車に限る） ③呼気吹き込み式アルコールインタロック装置、 ④IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器（Gマーク認定事業所が導入する場合に限る） で全ト協が指定した装置を導入した場合	64%
健康診断受診助成 般健康診断を受診した場合	71%
ドライブレコーダー機器導入促進助成 全ト協が指定した装置を導入した場合	87%
ドライバー・安全運転管理者の安全運転教育の助成 全ト協指定の講座を受講した場合	0%
エコタイヤ・再生タイヤ導入促進助成 別で定める環境対策の取組みに効果のあるタイヤを導入した場合	31%
環境対応車導入促進助成 車両総重量2.5t超の天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及び電気自動車を導入した場合	0%
EMS機器導入促進助成 ※デジタコ等 全ト協が指定した装置を導入した場合	55%
アイドリングストップ支援機器導入助成 エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器を導入した場合	42%
睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成 SASの検査で、第1、2次検査を全ト協が指定する医療機関で受診した場合	72%
大型・中型・準中型・けん引免許取得助成 助成対象期間内に自動車教習所へ入校し、標記免許課程を修了、支払が完了し、標記免許を取得した場合	47%
血圧計導入助成 全ト協が指定した機器を導入した場合	10%
携帯型アルコール検知器導入助成 アルコール検知器協議会の認定する携帯用機器を導入した場合	3%
信用保証協会保証料の補助（事前申請不要） 石川県信用保証協会の保証を受け、銀行から融資を受けた場合	6%

※上記は「事前申請」が必要な助成制度です。その他の助成制度につきましては、ご案内の冊子「令和元年度助成制度」または、当協会ホームページでご確認ください。

<http://www.ishitokyo.or.jp/josei.php>

TOP > 助成・融資制度

ご案内

令和2年度運行管理者等講習日程

基礎講習

1. 対象者

- ①新たに運行管理者・運行管理補助者になろうとする者。
- ②運行管理者に選任されている方で基礎講習を受講していない者。
- ③運行管理者試験を受験する方で、事業用自動車の運行の管理に関し、1年以上の実務経験のない者。

2. 実施日及び会場

実施日	会場	定員
11月18日(水)～20日(金)	石川ハイテク交流センター(能美市旭台2-1)	220名

般講習

1. 対象者

- ①運行管理者に選任されている方で、令和元年度の般講習を受講していない者。
- ②令和元年度の般講習終了後に新たに運行管理者に選任された者。
- ③死者または重傷者を生じた事故を惹起した営業所に選任されている運行管理者、行政処分等を受けた営業所に選任されている運行管理者で、2年に1回とする受講緩和措置を受けられない者。
- ④運行管理者補助者等をされている方で、受講を希望する者。

2. 実施日及び会場

実施日	会場	定員
8月27日(木)10:00～16:00	金沢市異業種研修会館(金沢市打木東1400)	100名
9月9日(水)10:00～16:00	同上	100名
9月10日(木)10:00～16:00	同上	100名
9月18日(金)10:00～16:00	セミナーハウスあいりす(加賀市山田町リ243)	100名
10月7日(水)10:00～16:00	ワークパル七尾(七尾市小島町西部1-3)	100名
10月8日(木)10:00～16:00	同上	100名
10月22日(木)10:00～16:00	小松市民センター(小松市大島町丙42-3)	100名
12月10日(木)10:00～16:00	金沢市異業種研修会館(金沢市打木東1400)	100名
令和3年1月21日(木)10:00～16:00	同上	100名
2月18日(木)10:00～16:00	同上	100名

予約方法

NASVAのホームページから申し込みし、「予約確認書」を印刷し、講習当日にお持ちください。
 NASVAホームページ <http://www.nasva.go.jp/>

ご案内

令和2年度第1回運行管理者試験 事前講習会

1. 開催日時 令和2年8月2日（日） 9：00～16：30
2. 開催場所 石川県トラック会館（金沢市栗崎町4-84-10）
3. 受講料 5,000円
4. 受付期間 7月20日（月）まで
5. 申込方法 同封の「申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込ください。
※受講料は、講習会当日にお支払いいただきます。

ご案内

令和2年度整備管理者選任「前」研修

1. 対象者 整備管理者に選任が予定されている方で、整備士資格を有していない方。
2. 実施日及び場所

実施日	会場	定員
7月14日（火）13：30～16：45	金沢市異業種研修会館 （金沢市打木町東1400）	75名程度
11月25日（水）13：30～16：45	同上	75名程度
令和3年 2月17日（水）13：30～16：45	同上	45名程度

※3月ご案内時から一部、日程及び定員数が変更となっております。

※申込締切は、実施日の1週間前となります。

※都合により、会場等が変更となる場合があります。

3. 申込方法 石川運輸支局局へ「申込書」をFAXまたは郵送
（FAX）076-208-6002
（郵送）〒920-8213 金沢市直江東1-1
※「申込書」は当協会ホームページからダウンロードできます。
4. 受講料 無料



7月1日から受付開始！ ～安全性優良事業所認定制度～

7月14日
まで！



原則、郵送による地方実施機関への申請書類の提出とします。（7月1日～14日必着）
申請事業所は、資料を郵送する際に簡易書留など荷物追跡が可能な方法で発送して下さい。



7月20日から受付開始！ ～引越事業者優良認定制度～

8月3日
まで！

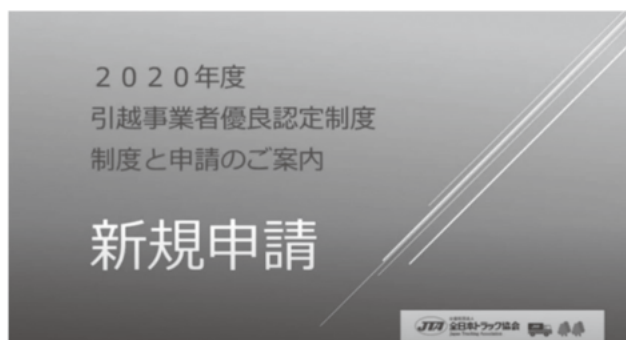
（申請方法）

受付可のもの			受付不可のもの		
レターバック プラス	一般書留郵便 簡易書留郵便	信書便 （信書用宅配便）	レターバック ライト	普通郵便 特定記録郵便	宅配便
※信書が送れるものかつ、対面で受取りできるもの			※信書が送れないもの、受取がポスト投函となるもの		

（申請先）

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5
（公社）全日本トラック協会 引越事業者優良認定制度 申請受付 係
TEL／03-3354-1038

（概要）



当協会ホームページより、申請方法についての説明動画がご覧いただけます。

<http://www.ishitokyo.or.jp/>
ホーム）引越安心マーク制度

飲酒運転は絶対に 「しない！」 「させない！」



飲酒運転根絶に向け、再徹底を！



飲酒運転は、きわめて悪質で危険な反社会的・犯罪行為です。

ドライバー本人や同乗者等が厳しく罰せられるだけでなく、万一事故を起こせば被害者やその家族の人生を大きく狂わせることになります。

飲酒運転の根絶に向け、「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用するなど、以下について徹底しましょう。



- ☒ アルコール検知器による点呼を確実に実施し、飲酒の有無を確認すること。
- ☒ 過去に飲酒運転の経歴を有するなど、飲酒傾向の強い運転者の指導を徹底すること。
- ☒ 飲酒運転とならないよう前日に飲酒したアルコールが、身体に残らないよう生活指導を徹底すること。
- ☒ 車内に酒類の持ち込みがないか定期的に調査すること。
- ☒ 乗務員に対する長距離運行時の飲酒運転防止について、指導教育を徹底すること。

石 川 県 警 察

北陸信越運輸局石川運輸支局

石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関
一般社団法人



石川県トラック協会

〒920-0226 石川県金沢市栗崎町4丁目84番地10

<http://www.ishitokyo.or.jp/>

飲酒ドライバーに科せられる罰則

道路交通法

事故を起こさなくても違反だけで

酒酔い運転

5年 または **100万円**
以下の懲役 以下の罰金

違反点数 **35点** 免許取り消し

※3年間は免許が取得できない!



酒気帯び運転

3年 または **50万円**
以下の懲役 以下の罰金

■呼気1リットルにつき0.25mg以上

違反点数 **25点** 免許取り消し
(欠格期間2年)

■呼気1リットルにつき0.15mg以上0.25mg未満

違反点数 **13点** 免許停止
(90日)

※上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

自動車運転死傷行為処罰法

飲酒運転で人身事故を起こすと

危険運転致死傷罪

アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態で人身事故を起こすと

死亡事故 >> 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 >> 15年以下の懲役

アルコール等の影響により正常な運転に支障が生じる恐れのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 >> 15年以下の懲役

負傷事故 >> 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車運転上の必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年 または **100万円**
以下の懲役 以下の罰金
もしくは禁錮



ドライバーの命と大切な荷物を守るために！異常気象時は運行中止も視野に…

台風等による異常気象時における無理な運行により、近年、事業用トラックの横転事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の遂行に支障をきたす事案が散見されております。

台風等による被害発生が予測される場合には、国から示された「異常気象時における措置の目安」を基に、着荷主・発荷主等とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の実践に取り組みましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を強要された場合、国土交通省のホームページに設置する「意見等の募集窓口」や、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にその旨通報する手段が設けられています。

無理な輸送を強要されたら、下記へ情報提供を！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口

方法1

QRコードを読み取り！



方法2

ヤフーやグーグルの検索窓に下記の文字を入力して検索！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集

検索

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみなさまに対して、これまで、「標準運送約款の改正」、「適正取引の推進」、「荷主勧告制度」等を周知してきました。

これらの取組みに関するご認識、浸透度、実施状況等の実態把握を行うため、輸送・荷待ち・荷役などに関する意見等の募集窓口を設置致します。

意見等の募集窓口

長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報をお持ちの場合は、[こちら](#)へ情報をお寄せください。

●お持ちの情報はこちらへ投稿ください

クリックすると
投稿画面が開きます

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

意見等の募集の目的

国土交通省では、長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送について、ご意見・事例を収集して実態把握し、今後の施策に活用したいと考えております。

実際に輸送業務を行っている中で、さまざまな課題が多く発生する上記のような輸送がございましたら、ご自由にご入力ください。

※意見・事例収集が目的です。ご記入頂いた内容について、ご本人・会社や荷主に問い合わせなどをするものではありません。

（意見等をご記入されたご本人が、ご自分に連絡を差し上げても差し支えない旨及びご連絡先を明記されている場合にはご本人に問い合わせさせていただきます。）

・次の質問にお答えください。

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- ☐ 1. 運送違反を犯すおそれがある非合理的な到着時間の指定等
- ☐ 2. やむを得ない遅延に対するペナルティ等
- ☐ 3. 積込み遅延に貨物量を増やすような急な依頼等
- ☐ 4. 荷待ち時間の短縮的な発生等
- ☐ 5. 依頼と異なる積込み作業等
- ☐ 6. 依頼にはなかったラベル貼り・検品などの附帯作業等
- ☐ 7. 高速料金など費用の自己負担等
- ☐ 8. 過度な貨物取扱（つり上げ、破損、へこみ、こすれ、濡れなど）への対応等
- ☐ 9. 異常気象によるトラブル等
- ☐ 10. その他、コンプライアンス的に問題と見られるもの

（内容：）

※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

国土交通省適正取引相談窓口

国土交通省 自動車局 貨物課	03-5253-8575	北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課	025-285-9154	中国運輸局 自動車交通部 貨物課	082-228-3438
北海道運輸局 自動車交通部 貨物課	011-290-2743	中部運輸局 自動車交通部 貨物課	052-952-8037	四国運輸局 自動車交通部 貨物課	087-802-6773
東北運輸局 自動車交通部 貨物課	022-791-7531	近畿運輸局 自動車交通部 貨物課	06-6949-6447	九州運輸局 自動車交通部 貨物課	092-472-2528
関東運輸局 自動車交通部 貨物課	045-211-7248	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門	078-453-1104	沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	098-866-1836

警察庁

19歳で大型・中型免許が
取得可能に

改正道路交通法

「道路交通法の一部を改正する法律案」が、6月2日に成立し、これにより、普通免許等の取得後1年が過ぎ、一定の教習を終了した場合、「大型免許」及び「中型免許」の受験が可能となります。

尚、警察庁が関係する政令の整備を行ったうえで、2年以内に施行される予定となっております。

(主な改正内容)

- ・ 特別な教習を修了した者について、第二種免許・大型免許・中型免許の受験資格を緩和する。(19歳以上、普通免許等1年以上に)
- ・ 21歳(中型免許は20歳)に達するまでの間(若年運転者期間)に、基準に該当する違反を行った場合(違反点数が一定の基準に達した場合を予定)は、講習の受講を義務付ける。(受講しなかった場合及び受講後に再び基準に該当する違反を行った場合は、特例を受けて取得した免許を取り消す。)

現 行

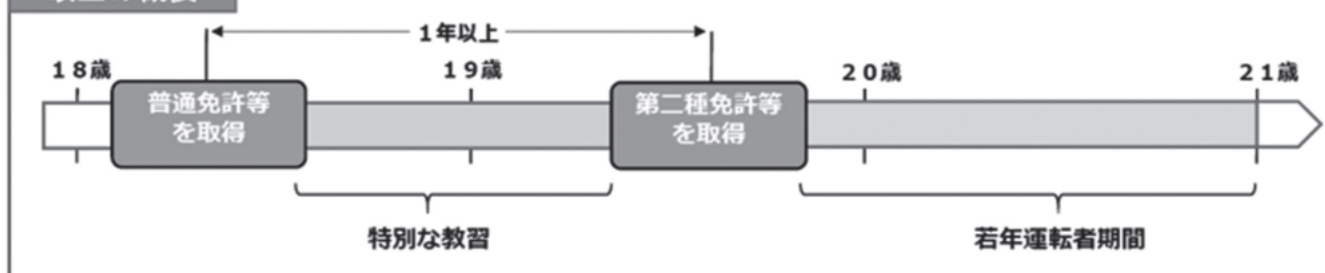
○ 受験資格

- ・ 第二種免許・大型免許
…21歳以上かつ普通免許等保有3年以上
- ・ 中型免許
…20歳以上かつ普通免許等保有2年以上

○ 受験資格の特例

- ・ 旅客自動車教習所の教習修了者等(第二種免許)
…21歳以上かつ普通免許等保有2年以上
- ・ 自衛官(大型免許・中型免許)
…19歳以上(普通免許等の保有不要)

改正の概要



気象庁・環境省

「熱中症警戒アラート」

(試行)」が始まります

環境省と気象庁は、熱中症予防対策に資する効果的な情報発信として、新たに、本年7月1日から10月28日に関東甲信地方の1都8県で「熱中症警戒アラート(試行)」の発表を、関東甲信地方において実施いたします。アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される前日あるいは当日に、対象都県に対して発表されます。発表された際には、日頃から実施している熱中症予防対策の普及以上の徹底をお願いいたします。



※詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/108118.html>

石川県警察本部 無免許運転防止の指導徹底 について

平成29年に「準中型免許」が新設されて3年が経過しましたが、いまだ取得免許では運転することが出来ない種別外の車両を運転し無免許運転となる違反が散見される状況にあります。

無免許運転の事例としては、管理責任者の認識不足や運転者の確認不足によるものが大半であります。

つきましては、左記事項を確認のうえ、無免許運転防止の指導徹底を図るようお願いいたします

■管理責任者をはじめドライバーに対する「自己の取得免許で運転できる車種」についての周知徹底

■ドライバーに対する「運行前の自動車検査証での車両総重量及び最大積載量の確認徹底」

■保有車両に貼付されているステッカーが間違った基準の表示となっていないかの確認と運転できる免許種別を分かりやすくするため工夫等の徹底

【罰 則】 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【行政処分】 取消処分（欠格期間2年間）

◆運転可能車種一覧表

取得時期	免許区分	車両総重量
平成19年 6月1日まで	普通免許 (現、中型8トン限定)	8 トン未満 (最大積載量:5トン未満)
	大型免許	8 トン以上 (最大積載量:5トン以上)
～平成29年 3月11日まで	普通 (現、準中型5トン限定)	5 トン未満 (最大積載量:3トン未満)
	中 型	11 トン未満 (最大積載量:6.5トン未満)
	大 型	11 トン以上 (最大積載量:6.5トン以上)
平成29年 3月12日以降	普通	3.5 トン未満 (最大積載量:2トン未満)
	準中型	7.5 トン未満 (最大積載量:4.5トン未満)
	中 型	11 トン未満 (最大積載量:6.5トン未満)
	大 型	11 トン以上 (最大積載量:6.5トン以上)

国土交通省他

ガイドラインは、荷待ち件数が多い4分野（加工食品、建設資材、家庭紙、洋紙・板紙）で、本ガイドラインを通じて、各分野の課題について意識共有を図り、サプライチェーン全体での物流改善に取り組むことを目的としております。

ガイドライン4分野

■加工食品分野

■建設資材分野

■家庭紙分野

■洋紙版紙分野

※ガイドラインは、当協会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.ishitokyo.or.jp>

7月は強化月間！

**このような改造は
不正改造です!!**



**① 基準不適合マフラーの
脱落／
消音器の
取り外し**

基準不適合マフラーの脱落やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が增大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の



② **タイヤ及びホイールの車体（フェンダー）外へはみ出し**



適切なタイヤとホイールを使用しなければ、に接触し、ブレーキ構造などに干渉します。また、車体から突出することもあり、走行中、お客様に危害を及ぼす可能性があります。

③ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け
(貼付状態でも視認率超過率70%未満)

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることににより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。

④ 基準外ウイングの取付け

5 灯火類の灯光の色を変更
クリアレンズ等不適切な灯火器
及び目眩灯等の取付け

制動灯、方向指示
器等はそれぞれ灯
光の色が定められ
ており、その他の
色を使用することは
誤解を与え、他
の交通を阻害し、
事故を誘発するお
それがあり、大変
危険です。



7 前面ガラス等への
裝飾板の装着



⑧ 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取外し

⑨ **ディーゼル自動車が出た黒煙**

不正改造例

**不正改造は
犯罪
です!!**

不正改造車の使用者
整備命令の発令

不正改造車の使用者
整備命令の発令

不正改造を実施した者
6カ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金

STOP!
THE 不正改造

基本 不適合マフラーの装着
消音器の取り外し



運転者席・助手席の窓ガラスへの
(貼付状態で)可視光線透過率70%未満



タイヤ及び
ホイールの車体
(フェンダー)
外へのはみ出し

不正改造車を排除する運動

[illegible]

www.tenken-seibi.com

不正改造車を見つけたら、登録ナンバー、不正改造の内容等の情報をお寄せ下さい。

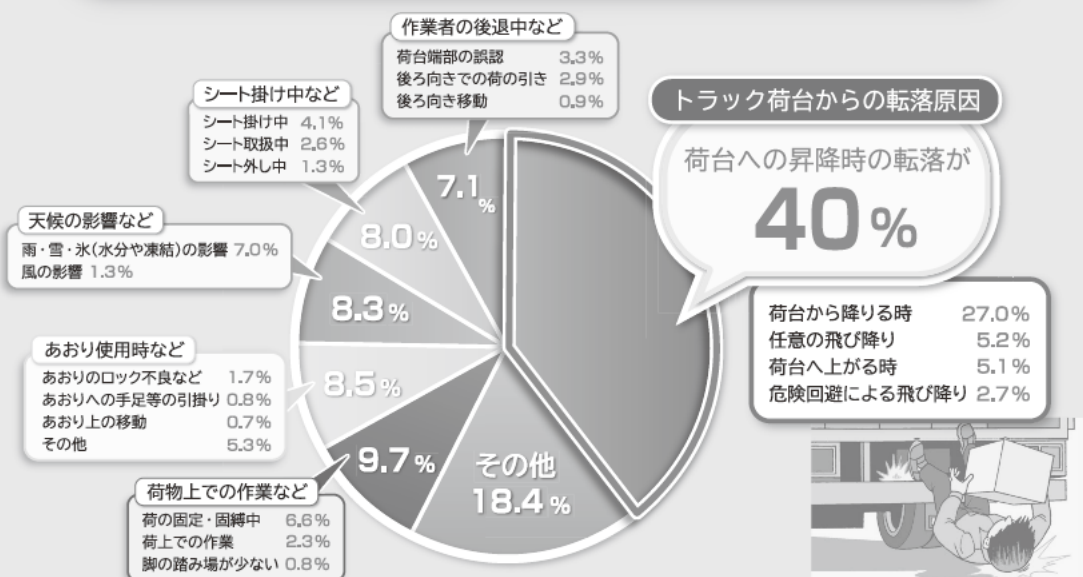
北海道運輸局	011-290-2752	中部運輸局(水戸支)	052-952-8042	西国運輸局	087-802-6783
東北運輸局	022-791-7534	中部運輸局(長野)	052-952-8044	九州運輸局	092-472-2537
北陸鉄道運輸局	025-285-9155	近畿運輸局	06-6949-6453	沖縄総合事務局	098-866-1837
		山陽運輸局	082-228-9142		

関東運輸局 045-211-7254 中国運輸局 082-228-9142

陸上貨物運送事業における トラック荷台からの 転落を防ぐために

荷台昇降設備・装備はありますか？

陸上貨物運送事業（トラック運送事業）における労働災害は、荷役作業中に発生したものが全体のおよそ7割を占めています。特に荷台からの転落が多いことが知られていて、このうちトラック荷台等への昇降時に発生するものがその約4割を占め、とりわけ荷台から降りる時が約3割を占めることが分かりました。このほかの原因による労働災害は、各要因とも1割にも満たないなど、「荷台から降りる時」などの昇降時が突出しています。このため、本リーフレットでは、トラック荷台への昇降時の労働災害を防ぐために、最新の安全対策とともに、転落防止に役立つチェックポイントを紹介します。



平成27年に発生した陸上貨物運送事業の休業4日以上災害を対象にした労働安全衛生総合研究所の分析結果
(トラック荷台からの転落等による災害データのみを抜粋)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所



陸上貨物運送事業労働災害防止協会



公益社団法人全日本トラック協会

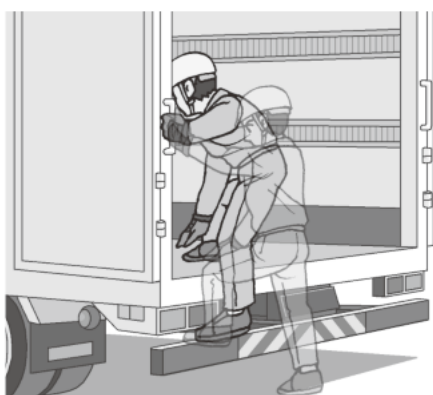
(R2.6)

荷台への昇降中における 転落防止チェックポイント

確認してみよう！ 作業手順・マニュアルを再点検

あなたの事業場では、荷台への昇降手順は適切ですか？ ①～③を参照し、点検してみましょう。
不十分な場合は、本リーフレットで紹介した装備の追加、手順・マニュアルの見直し等を実施しましょう。

注) グリップやステップ等を装備する際には、道路運送車両法の保安基準に適合しているか十分に確認してください。



① バン型車のリヤ部

CHECK!

CHECK!

実施中

要検討

リヤドアフレームに装備したグリップ（取手）を持ち、足元を見ながらリヤドア下部のリヤバンパーまたはステップに片足をかけて、荷台に上がります。降りる時もグリップを持ったままステップに足をかける順序で、荷台内側を正面にみて後ろ向きに降ります。車体形状の都合上、両手でグリップを持てませんが、荷台の床面に手を添えると前屈み姿勢になるのでより安定します。



② バン型車のサイド部

CHECK!

CHECK!

実施中

要検討

ドアフレームに装備したグリップ（取手）を持ち、足元を見ながら、サイドステップに片足をかけて、荷台に上がります。降りる時は上がる時の逆の順序で移動します。ちなみにサイド部はグリップをドアフレーム両側に装備できる場合が多いようです。両手で持つと身体の姿勢が安定し、より安全に昇降できます。



③ ウイング車、平ボディ車のあおり

CHECK!

CHECK!

実施中

要検討

あおりを下ろした時は、ステップだけでなくグリップ（取手）や手がかりがないので昇降するのが困難です。あおり内側回転式ステップの装備、持ち運び可能な荷台用ステップ等を使用しましょう。グリップは車体内部あるいは荷台床面に装備するか、車体の柱等をグリップ代わりに活用しましょう。

本リーフレットの写真等は、国土交通省及び（公社）全日本トラック協会が設置した「女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方検討会」で取りまとめた成果「【別冊】トラックメーカーなどの取組事例集」から引用しています。



このQRコードから
別冊が入手可能です

「36 協定届」や「就業規則の届出」などの 労働基準法の届出などは すべて電子申請が利用可能です

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」で スマートに届出しましょう

いつでもどこでも手続可能です

労働基準監督署の窓口に行く必要はありません。いつでも利用できるのも、窓口での待ち時間がなく、オフィスにしながら届出などができます。

労働基準法に定められた届出など	● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届） ● 就業規則の届出 ● 1 年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
最低賃金法に定められた届出など	● 最低賃金の減額特例許可の申請 など

※e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

簡単・スマートに申請できます

インターネット上の様式に必要な事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続ができます。大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

導入も簡単です

マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカードなど」といいます）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。

※ I Cカードリーダーライター（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要です。

労働基準法などに基づく届出などの電子申請は、厚生労働省のホームページに e-Govへのリンクなどを掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

労基法等 電子

検索

【労働基準法等の規定に基づく届出等の
電子申請について】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策
一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事
業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく
届出等の電子申請について」



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

EVENT CALENDAR 7月の行事予定

1日(水)	安全性評価事業申請受付（石川県トラック会館） ※～14日
2日(木)	第21回SDラリーコンテスト無事故・無違反100日運動スタート ※～10月9日 第32回石川支部運営委員会（小松市）
3日(金)	金沢マラソン組織委員会（KKRホテル金沢）
6日(月)	第24回労働委員会（石川県トラック会館）
7日(火)	金沢第二支部第23回運営委員会（金沢港クルーズターミナル）
8日(水)	第144回交通・環境対策委員会（石川県トラック会館） 夏の交通安全県民運動に伴うキャンペーン（金沢西IC）
9日(木)	全ト協常任理事会（東京都）
10日(金)	夏の交通安全県民運動に伴うキャンペーン（千里浜）
15日(水)	第62回正副会長会・第62回総務委員会合同会議（石川県トラック会館） 第336回理事会、第311回交付金運営委員会合同会議（同上）
20日(月)	石川運輸支局・適正化実施機関定例会議（石川運輸支局）
21日(火)	金沢第三支部第22回運営委員会（石川県トラック会館）
30日(木)	奥能登支部第22回運営委員会（能登町）

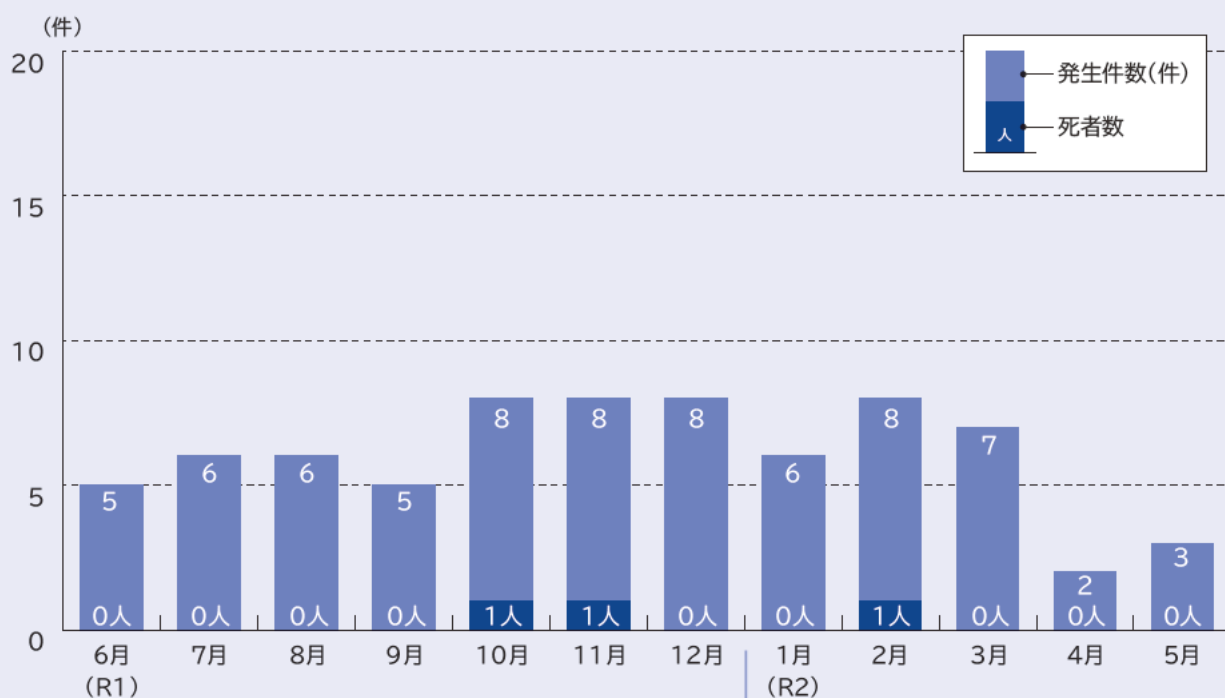
会員名簿の変更

項	行	事業者名	変更項目	変更内容
31	17	上野郵便通送㈱	代表者名	上野隆朗
18	18	東洋運輸㈱石川営業所	営業所代表者名	北村元
25	7	千代田運輸㈱金沢営業所	営業所代表者名	小浦宏之
18	12	㈱コマテック	代表者名	吉田行宏
27	12	トナミ運輸㈱北陸主管支店	支店代表者名	渡辺克彦
45	3	北陸電通輸送㈱	代表者名	磯見正宏



交通事故情報

石川県内 事業用貨物車の交通事故発生状況(第1当事者)



内訳 令和2年事故類型別発生状況(1~5月)

	人対車両	車両相互							車両 単独	列車	計
		正面衝突	追突	出会い頭	追越・追抜	すれ違い時	右・左折時	その他			
件数	0(±0)	1(+1)	16(+3)	3(-1)	0(±0)	1(+1)	1(-4)	3(-3)	1(±0)	0(±0)	26(-3)
死者	0(±0)	0(±0)	0(-1)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	1(±0)	0(±0)	0(±0)	1(-1)

※ () 内は昨年比

(提供/石川県警)

(参考)

石川県内全車種(乗用車含む) 令和2年交通事故発生状況 1~5月(増減)

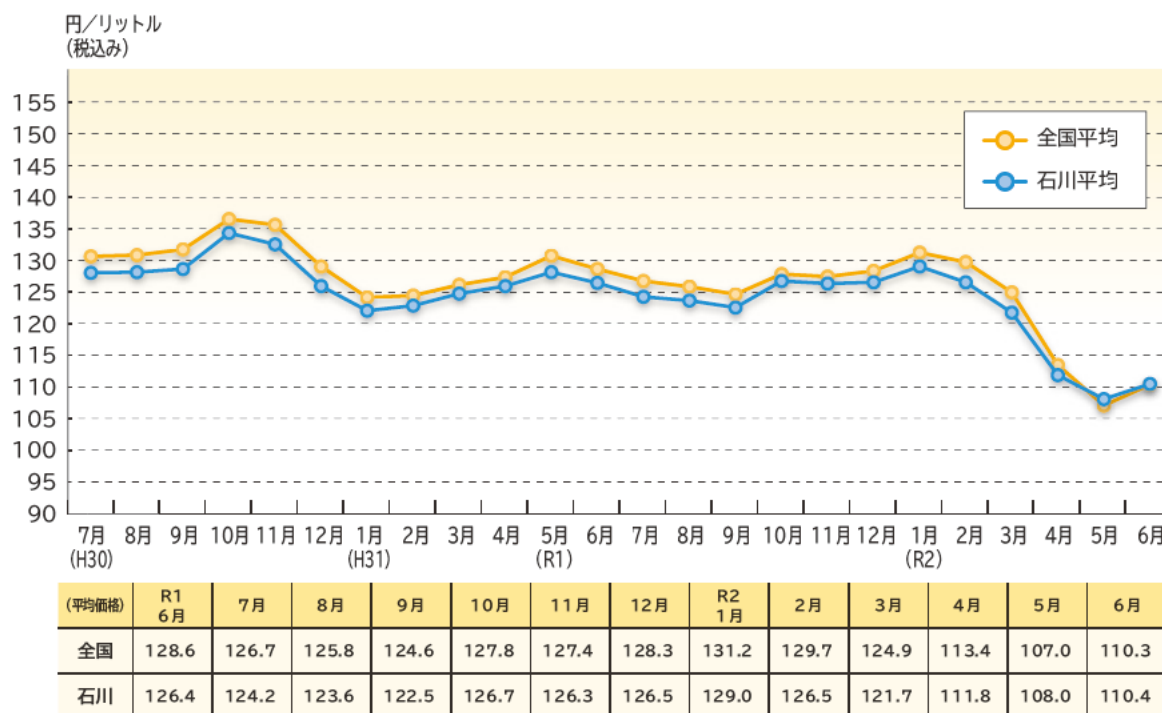
発生件数	死者数(人)
844 (-169)	24(+11)



軽油価格情報

軽油小売価格推移表

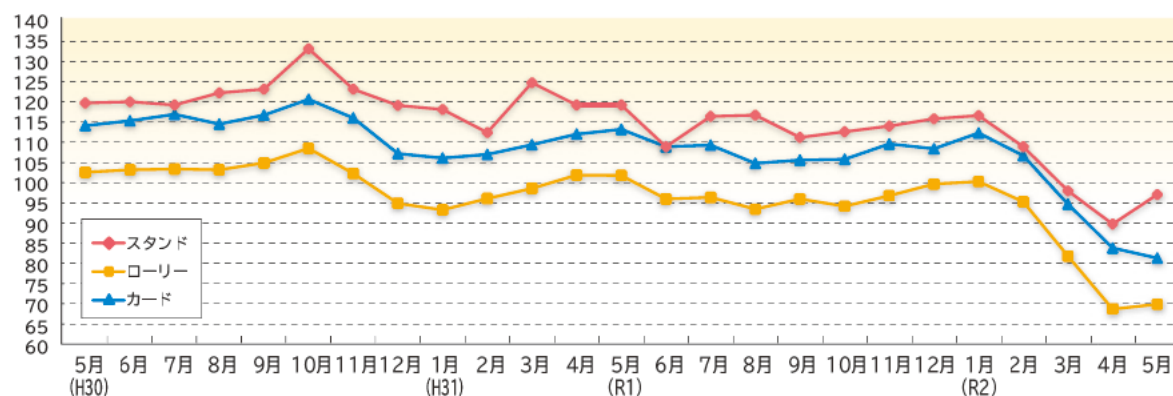
経済産業省調べ “給油所軽油小売価格”



石ト協 軽油価格等実態調査結果報告

●調査方法…県内 30 事業者へのアンケート調査

(地域：石川県内)



(消費税抜き)

(平均価格)	H31 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2 1月	2月	3月	4月	5月
スタンド	118.7	108.4	115.9	116.2	110.7	112.1	113.5	115.3	116.1	108.4	97.5	89.3	96.6
ローリー	101.3	95.5	95.9	93.0	95.5	93.7	96.3	99.2	99.8	94.8	81.4	68.3	69.5
カード	112.7	108.4	108.8	104.3	105.1	105.3	109.1	107.9	111.8	106.2	94.2	83.4	80.9
値上げ 要請額	1.1 (7社)	0.7 (10社)	1.2 (11社)	1.0 (2社)	2.4 (6社)	0.7 (6社)	1.4 (7社)	2.3 (10社)	1.1 (9社)	1.2 (3社)	(0社)	(0社)	5.9 (8社)

※値上げ要請額は、要請があった事業者の平均額。() 内は、要請のあった事業者数。

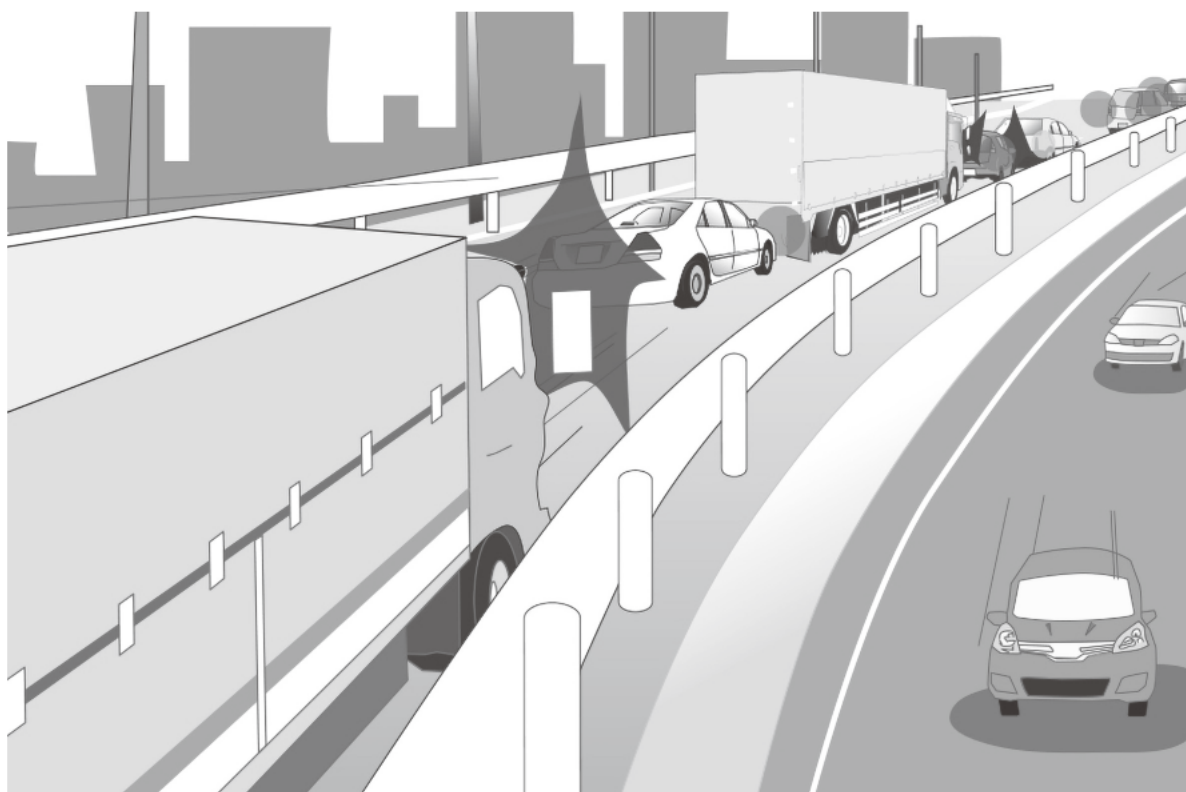
事故に
学び
安全運転に
生かす

事例研究 90

一般道で渋滞の最後尾に追突

事故の概要

- 発生日時 9月12日（金） 午後4時50分頃 天候 晴れ
- 発生状況 運転車両が渋滞中の一般道路で車列の最後尾に追突し、5台玉突きとなり、最後尾の相手車両の運転者に傷害を負わせ、重篤な後遺障害を残したものの。
- 事故当事者 男性43歳 相手側 男性33歳
- 事故原因 残暑が残る頃、運転者は暑さによる疲労が抜けない中での運行でした。事故日時は金曜日の夕方であり、主要道路は渋滞していました。運転者は一日の仕事が終わる頃なので、疲労もピークに達し、ウトウトする中での運転だったようです。事故に至ったのは居眠り運転が原因で、ノーブレーキで渋滞の列に突っ込んでいきました。



提供：中部交通共済協同組合 事故防止部

被害／損害

多重衝突による重軽傷者6名

相手運転者33歳男子後遺障害1級・総損害額 **2億7,500万円**

■被害概要

- ・被害者 重軽傷者6名
- ・被害状況 重傷者2名、軽傷者4名

■損害額内容（最後尾（相）運転者）

・治療費	1,800万円
・逸失利益	7,900万円
・慰謝料	2,800万円
・将来の介護料	14,000万円
・その他（弁護士費用等）	1,000万円
計	27,500万円

■運転者について

禁固4年6月

運転免許取消（欠格4年）の行政処分を受けました。

被害者について

今回の事故で、被害者は頸部に強い衝撃を受け、頸髄損傷の重傷を負ってしまい、両手は肘から先がわずかに動かせるのみで、両足は動かすことも出来なくなっていました。

被害者自身の力では何も出来なくなっており、常に介護が必要となり、自宅にエレベーターを設置したり、トイレや浴室の改造、床面を全てフローリングにしたりと完全バリアフリー化しなければならず、自家用車も福祉車両に買い替えました。それらの費用には賠償金を充てています。

被害者は既婚で、今は妻や子供が介護してくれていますが、今後については、家政婦やヘルパーを依頼しなければならなくなり、各種の福祉的援助があるとはいえ、非常に厳しい状態となっています。

この事故から学ぶ事

9月は残暑にて、熱帯夜による睡眠不足や、冷たいものの飲みすぎによる消化不良等、体調管理の難しい時期でもあります。

睡眠不足や体調不良の状態での運転は、集中力や注意力が低下し、気の緩みをさそいます。そんなときのちょっとした気の緩みがときには命取りとなります。

健康状態や疲労は運転に影響する要素のひとつです。体調がすぐれない場合は、自ら会社に申し出る勇気も必要です。日頃から、自らの健康状態をチェックし、また夜更かしや飲みすぎをせずに、十分な睡眠をとるなどして疲労回復に努めましょう。

あおり運転は 絶対にしては いけません!

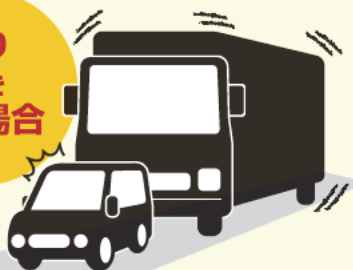
改正道交法
令和2年
6月30日
施行

「妨害運転罪」創設

物流という重要な役割を担って事業用トラックを運転しているプロドライバーは、他車の手本となるべき安全で、マナーの良い運転を心掛けなければいけません。
一般の乗用車から見れば、車体の大きいトラックが近くを走っているだけで怖く感じるものです。
「あおり運転(妨害運転)」は絶対にしてはいけない行為です。

厳罰化!

あおり
運転を
した場合



①妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反(※10類型の違反。下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものを行った場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点 免許取消し(欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転
のせいで

危険が
生じた場合



②妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

あおり運転の対象となる10 類型の違反



～危険な運転・反社会的な迷惑行為の撲滅をめざして～



一般社団法人

石川県トラック協会

石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関